「改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会」のご案内

主催 ：（公社）日本建築士会連合会
（一社）山形県建築士会

この度、民法が１２０年ぶりに改正され、令和２年４月１日から施行されることとなりました。
今回の改正では、
①.約１２０年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する
②.現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし読み取りやすくする
改正を行っております。
建築業界にも影響があり、次の４点が重要となります。
１「瑕疵」の削除と契約不適合の概念を用いること
２「契約不適合」の効果 （ 追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、解除権 ）
３ 消滅時効等の期間制限
４ 建築物請負契約の解除

この度山形県建築士会では、日本建築士会連合会が作成したDVDを利用し、標記説明会を実施することとしました。非常に重要な内容となりますので、ぜひ受講されますようお願いします。 【 CPD 2単位 】

□開催日時 ①. 令和元年 9月25日（水） 14：00～16：30
②. 令和元年 9月26日（木） 14：00～16：30
③. 令和元年 9月27日（金） 14：00～16：30

□会場 山形建築会館 3F 会議室 （山形市城北町 1-12-26 TEL 023-643-4568 ）

□受講料 士会会員 ２，０００円／士会非会員 ３，０００円 （テキスト代含む）
※受講料は当日会場でお支払いください。

□講義科目 1. 改正民法について（50 分） 講師 大森有理（弁護士）
（DVD 講習） 2. 改正民法が工事請負契約に与える影響（60 分）
講師 後藤伸一（明治大学大学院客員教授）
3. 改正民法が設計管理契約に与える影響（26 分）

□募集人員 各日１０名（定員になり次第終了）

□申込方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込みください。
※受講票は発行しません。お受けできない場合のみご連絡いたします。

------ ◇改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会申込書【FAX 023-643-4562】 ------

希望受講日	① 9/25（水）□ ② 9/26（木）□ ③ 9/27（金）□		
勤 務 先		連絡先	TEL

氏 名	CPD番号 （CPD登録者のみ）	会員 □
		非会員 □

※申込み・問合せ先 一般社団法人山形県建築士会 TEL 023-643-4568